

通所介護・第1号通所事業利用契約書

事業者 社会福祉法人 敬聖会

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法及び関係法令並びにこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に指定通所介護又は第1号通所事業（以下「介護サービス」という。）を提供します。

2 事業者が利用者に対し実施する介護サービスの内容は、通所介護計画又は第1号通所事業計画（以下「通所介護計画」という。）に定めるとおりとします。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。

2 上記の契約期間満了日の1ヶ月前までに、事業者が利用者に対し、更新時点での要介護・要支援状態を確認したうえで、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、そのまま契約を更新します。

(通所介護計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づいて、個別の通所介護計画を作成し、また、同計画を変更した場合には、利用者に対し計画の内容を説明し、同意を得て決定します。

2 事業者は、利用者がサービスの内容等の変更を希望する場合、その変更がケアプランの範囲内で可能なときは、速やかに変更等の対応を行います。

3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(サービス提供の記録等)

第4条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

2 事業者は、一定期間ごとに、サービスの提供の状況、目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、これを5年間保管するものとします。

3 事業者は、第1項及び前項の記録を利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付するものとします。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者に対し通所介護計画に基づいて事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヵ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヵ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができる。

3 前項の催告をしたときは、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、ケアプランの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

(利用料等の変更)

第6条 前条第1項に定める介護保険給付に係る費用の変更があった場合は、事業者は当該サービス料金を変更することができるものとします。

2 前条第1項に定める介護保険給付外に係る料金については、経済状況の変化、その他のやむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の2ヵ月前までに説明をした上で、変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者の義務)

第7条 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全の確保に配慮するものとします。

2 事業は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。

3 事業者は、利用者が要介護等の認定の更新を行えるよう援助します。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者は、事業の施設、設備について故意又は過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。

(利用者の契約解除)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

2 利用者は、事業者が次の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- 一 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 二 事業者が、守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、破産等の事情により、事業の継続の見通しが困難となった場合
- 四 その他、介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

(事業者の契約解除)

第10条 事業者は、利用者が次の事由に該当した場合には、本契約を解除することができます。この場合、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- 一 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- 二 利用者が故意又は重大な過失により事業者若しくは他の利用者の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の継続しがたい重大な事情が認められる場合

(契約の終了)

第11条 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護等の認定において、利用者が自立と認定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院によりサービスの提供が出来なくなった場合
- (4) 当該事業所の滅失や重大な事故により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第9条、第10条に基づき本契約が解除された場合
- (7) 利用者と事業者の間で、利用契約が終了した場合

(損害賠償)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

(秘密保持)

第13条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合は、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得た上、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第14条 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者及び社会福祉法人敬聖会第三者委員、関係市町村の介護保険担当者、国民健康保険団体連合会等に対して、苦情を申し立てすることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外の事項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他の諸法令の定めるところにより、利用者及び事業者の協議により定めます。

この契約を証するため、本書を2通作成し、利用者（代理人を含む）及び事業者は記名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者 所在地 函館市桔梗町557番地
事業者名 社会福祉法人 敬聖会
代表者名 理事長 森 喜美子 印

（ デイサービスセンター
桔梗みのりの里
函館市桔梗1丁目3番8号 ）